

## 第 1 1 販売取扱所の基準（危政令第 1 8 条）

### 1 販売取扱所の区分

販売取扱所は、危険物を容器入りのままで販売するものであることから、危政令第 2 7 条第 6 項第 2 号の基準に適合しない行為は認められないものである。したがって、自動車等への給油又は石油類等の詰替を目的とした販売取扱所は、認められない。

危険物を容器入りのままで販売する施設としては、塗料店、燃料店、化学製品店、農業販売店などがある。

### 2 取扱数量の算定

店舗内に収納された危険物の総量とする。

### 3 販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

#### (1) 第 1 種販売取扱所（危政令第 1 8 条第 1 項）

##### ア 位置（第 1 項第 1 号、第 2 項）

第 1 種販売取扱所は、建築物の 1 階に設置すること。

販売取扱所の用に供する部分は、幅員 4m 以上の道路（危省令第 1 条第 1 号に規定するものをいう。）に面して設置するよう指導すること。

##### イ 建築物の構造（第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号）

(ア) 建築物の第 1 種販売取扱所の用に供する部分は、壁を準耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号の 2 準耐火構造をいい、耐火構造以外のものにあつては、不燃材料で作られたものに限る。）とすること。ただし、第 1 種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁は、耐火構造としなければならない。（危政令 1 8 条第 1 項第 3 号）

(イ) 建築物の第 1 種販売取扱所の用に供する部分は、はりを不燃材料で造るとともに、天井を設ける場合にあつては、これを不燃材料で造ること。

(ウ) 建築物の第 1 種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあつては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあつては、屋根を耐火構造とし、又は不燃材料でつくること。

(エ) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合は、支柱及び柱等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有すること。

##### ウ 窓及び出入口（第 1 項第 6 号、第 7 号）

(ア) 建築物の第 1 種販売取扱所の用に供する部分の窓又は出入口には、防火設備を設けること。

- (イ) 建築物に第1種販売取扱所の用に供する部分に窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。
- (ウ) 多用途部分との隔壁には開口部を設けることができない。ただし、連絡等のやむを得ない理由がある場合は、自動閉鎖の特定防火設備とした出入口を設けることができる。
- (エ) 他用途部分との隔壁には、必要最小限の監視用の窓（30cm×40cm程度、はめごろしの網入りガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの）を設けることができる。（昭和57年7月12日消防危第23-3号）

エ 配合室（第1項第9号、第2項）

危険物を配合する室は、次によること。

- (ア) 床面積は、6㎡以上10㎡以下であること。
- (イ) 壁で区画すること。  
配合室は壁で区画することとされている。この場合において壁は、危政令第18条第1項第3号の規定により、壁を準耐火構造とすることが必要である。また、配合室の壁の一部が、隔壁の一部を構成する場合にあっては、その構造を耐火構造とすることが必要である。
- (ウ) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。
- (エ) 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- (オ) 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とすること。
- (カ) 内部に滞留した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備を設けること。

(2) 第2種販売取扱所（危政令第18条第2項）

ア 建築物の構造（第2項第1号）

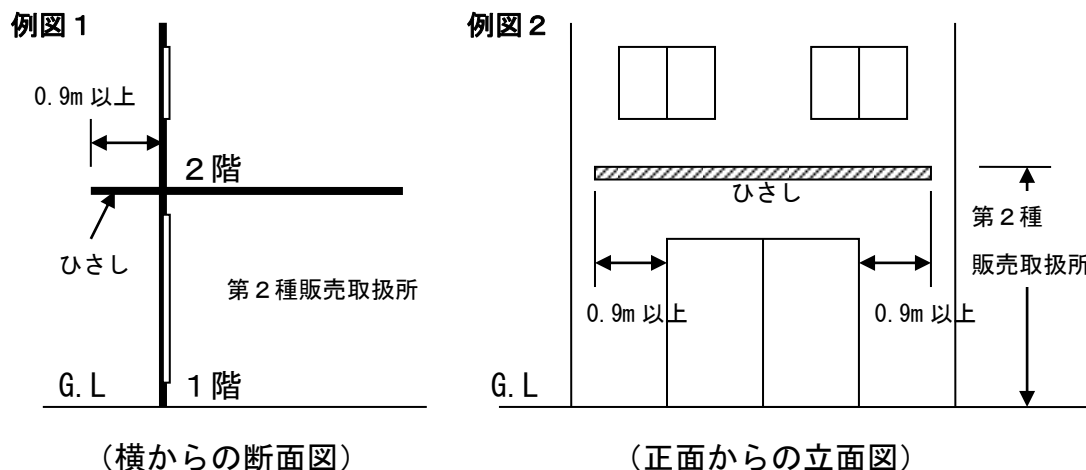
建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。

イ 上階への延焼防止の措置（第2項第2号）

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずることとし、上階のない場合にあっては屋根を耐火構造とすること。

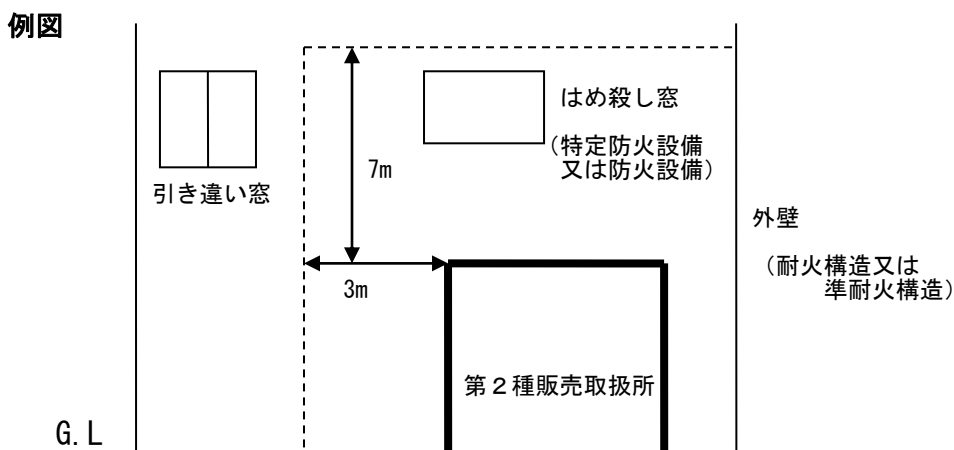
「上階への延焼を防止するための措置」とは、次のいずれかの措置を講じる場合をいうこと。

- (7) 第2種販売取扱所の外壁の上階との境界に、下記の例図に示すとおり、耐火構造のひさし（ひさしの突出部分の長さ及び幅は、1階の開口部の位置から、それぞれ0.9m以上とする。）を設ける場合（昭和46年7月27日消防予第106号）



【第11-1 上階への延焼防止措置の例（その1）】

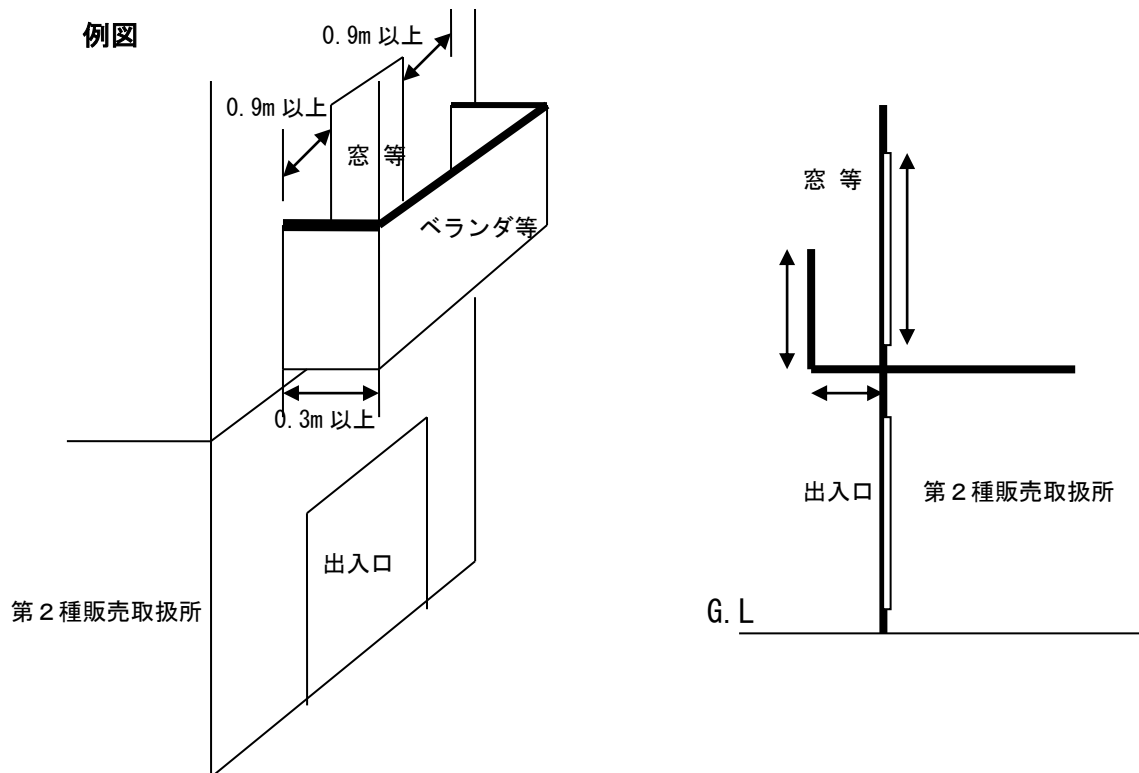
- (4) 第2種販売取扱所の上階の外壁が耐火構造又は準耐火構造であり、かつ、下記の例図に示すとおり、当該販売取扱所の開口部の上端部から水平距離3m、高さ7mの範囲内の上階の外壁に開口部がないか、又はその開口部にはめごろしの特定防火設備又は防火設備が設けられている場合（昭和48年8月2日消防予第121号）



【第11-2 上階への延焼防止措置の例（その2）】

- (5) 耐火構造又は骨組み及び下地を不燃材料で造ったベランダ等で、下記

の例図に示すとおり上階の開口部を防火上有効に遮へいした場合。



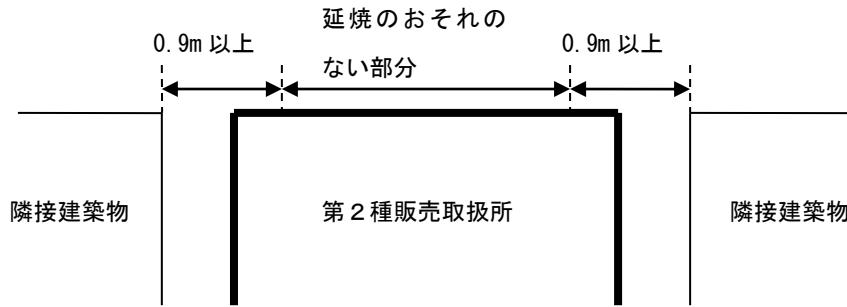
【第11-3 上階への延焼防止措置の例（その3）】

ウ 窓（第2項第3号）

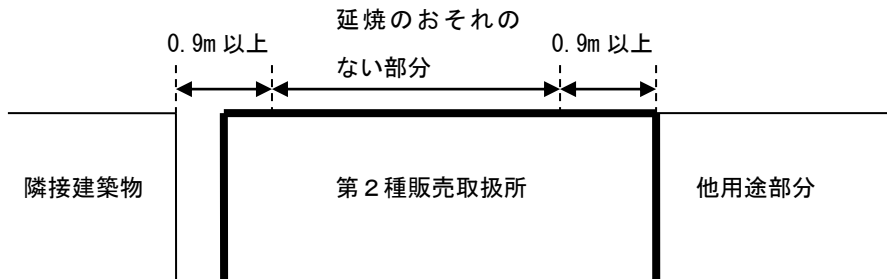
建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分には、当該部分のうち延焼のおそれのない部分に限り、窓を設けることができるものとし、当該窓には防火設備を設けること。

(ア) 「延焼のおそれのない部分」とは、次に掲げる部分をいうこと。

- a 第2種販売取扱所に隣接する建築物の外壁（他の用に供する部分が存する場合は、隔壁。）から、例図に示すとおり、それぞれ0.9m以上離れた部分。（昭和46年7月27日消防予第106号）

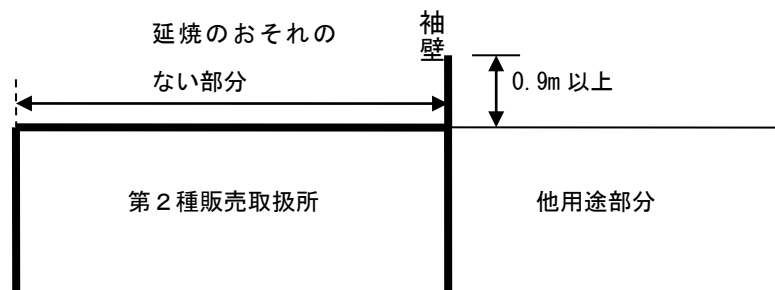


【第 1 1 - 4 延焼のおそれのない部分 (その 1)】



【第 1 1 - 5 延焼のおそれのない部分 (その 2)】

- b 第 2 種販売取扱所の外壁に、下記の例図に示すとおり、長さ 0.9m 以上の耐火構造の袖壁を設けた場合において、当該袖壁の内側の部分。  
 (昭和 48 年 8 月 2 日消防予第 1 2 1 号)



【第 1 1 - 6 延焼のおそれのない部分 (その 3)】

(イ) 隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、危政令第23条を適用して、必要最小限のはめ殺し窓（鉄製枠の網入りガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。（昭和51年7月12日消防危第23-3号）

エ 出入口（第2項第4号）

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の出入口には、防火設備を設けること。ただし、当該部分のうち延焼のおそれのある壁又はその部分に設けられる出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けなければならない。

なお、「延焼のおそれのある壁又はその部分」とは、(2)ウ(ア)の「延焼のおそれのない部分」以外の部分の壁又はその部分（隔壁を含む。）をいうこと。